

表1 甘味飲料課税方式の新旧対比

項目	旧方式 (～2025年12月31日まで)	新方式 (2026年1月1日より)
課税基準	小売販売価格	飲料の総糖分量（100ミリリットルあたり）
課税方法	一律固定税率	段階的課税
税率	小売価格の50%	糖分量に応じて変動
対象範囲	甘味飲料（砂糖または甘味料添加）	同様（すべての形態：液体、濃縮、粉末、ゲル、抽出物など）

（出所）ZATCA発表内容を基にジェトロ作成

表2 甘味飲料のティア別課税体系（砂糖含有量に基づく）（2026年1月1日施行）

（単位：サウジ・リヤル／リットル）

ティア（段階）	砂糖含有量 (100ミリリットルあたり)	物品税
ティア 1 砂糖不使用 (人工甘味料のみ)	0グラム	非課税
ティア 2 低糖	5グラム未満	非課税
ティア 3 中糖	5～7.99グラム	0.79
ティア 4 高糖	8グラム以上	1.09

（出所）各種情報媒体を基にジェトロ作成